リチウムイオン電池等に起因するごみ処理施設火災からの復旧等に係る支援に関する指定都市市長会要請

近年、様々な製品に普及しているリチウムイオン電池を原因とした発火事故が増加傾向にある中、ごみ処理施設における火災事故も頻発しており、極めて深刻な問題となっている。

地方自治体も、市民への分別啓発の徹底や安全な回収体制の確保など、火災防止に向けて、懸命な努力を重ねているが、リチウムイオン電池及び同内蔵製品（以下「リチウムイオン電池等」という。）が急速に普及していることもあり、地方自治体の対策のみでは防ぎきれないのが実態である。特に、人口や都市機能の集積により、日々膨大なごみを処理している指定都市では、様々な対策を講じても、施設に搬入する前に完全にリチウムイオン電池等を取り除くことは極めて困難である。また、ひとたび火災により施設が被災し、稼働停止等になった場合、市民生活に甚大な影響を及ぼすことになる。

したがって、早急に施設を復旧するとともに、市域内でごみが処理できないときには、近隣施設等への代替処理を広域的かつ大量に実施する必要があるが、近年の急激な物価高騰の影響等で、復旧や代替処理に多額の費用を要する。

しかしながら、施設復旧に係る費用に対する起債への交付税措置及び復旧までのごみ処理費用等に対する特別交付税措置について、地方自治体に火災の責任があるか否かにより、措置の内容に差が設けられている。ついては、発火の原因となるリチウムイオン電池等がごみに混入することを防ぐための周知啓発、ごみ処理施設における検知器や散水設備の設置など、地方自治体が懸命な対策を行ってもなお、ごみ処理施設におけるリチウムイオン電池等を原因とした火災事故が頻発している現状に鑑み、持続可能な廃棄物処理体制を確保するため、指定都市市長会として、下記のとおり要請する。

記

リチウムイオン電池等に起因する火災については、失火等の過失によるものではないため、火災により被災したごみ処理施設復旧及び行政機能の維持に伴う対応に関し、災害に準ずるものとして、以下の財政措置を行うこと。

1　施設の復旧については、災害復旧事業債を充当する場合、「放火等災害に準ずる」ものと位置付けて一般単独災害復旧事業の対象とし、元利償還金への交付税措置を講ずること。

2　施設の稼働停止に伴い、行政機能の維持のために発生するごみ処理費用等に対し、火災の発生原因を「災害」に位置付け、その区分に応じた特別交付税措置を講ずること。

令和　年　月　日
指定都市市長会